

歯科医療の特異性（医歯一・二元論）の歴史と現在 「口腔医学」の創設・育成プロジェクトによせて^{*1}

宮城県歯科医師会（宮城・仙台口腔保健センター） 杉本 是孝^{*2}

要旨：医歯一・二元論の論争は明治時代以来続いており、現在、文部科学省の助成金を得て推進されている「口腔医学の創設・育成プログラム」に焦点を合わせて問題点を整理した。榊原悠紀田郎は日本歯科医史学会 第138回例会に「医歯一・二元論の軌跡」と題して私的メモを配布した。今回、その内容を確認し、口腔外科関連の事項を追加して年表を再編成した。要約すると1) 明治時代以前：日本の歯科医業は、隣国、唐の影響力が強く、耳・目・口・歯の領域を行う口中医のほか、多くの呼び名（職種）があった。また歯科医学の父と言われているピエール・フォシャールは外科医で、歯科学を外科学より独立させ、後世に影響を及ぼした。一方、米国で最初の歯科医学校（ボルチモア）では、保存（充填）学と機械学の2科目のみで、技術（職人）教育であった。2) 明治時代：明治の初め、東校（東大医学部）が設立されるが、ドイツ医学が採用された。その頃ベルリン大学には歯科学教室がなかったため、東校にも設立されなかったことが、国家医療（医学）政策から遅れた要因と思われる。3) 医師法・歯科医師法制定（明治39年）以後：1906年医師法制定の頃、従来の歯科営業者を排除するため、鑑札制度を残して、歯科医師法が同時に制定された。その後、歯学（歯科医療）は独自の発展を遂げた反面、医科と歯科との境界領域における論争・紛争が見られた。一方、近年は時代背景から、医歯連携が行われ、医・歯一元論が必然的に論議されるようになったが、まずは歯科界の意思統一が前提の課題であると思われる。

キーワード：医・歯一元論、歯科医療の特異性、口腔医学

Abstract : The monism or dualism for medical and dental science has been debated since the Meiji era. We sorted out problems by focusing on "the establishment and cultivation project of oral medicine" that is currently being promoted with a grant from the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology. Yukitaro Sakakibara distributed his private notes titled "The history of the monism or dualism for medical and dental science" at the 138th Annual Meeting of the Japan Society of Dental History. We confirmed the contents of the notes and reorganized the chronological table by adding oral surgery-related items. The contents are summarized as follows : 1) Before the Meiji era : Dental practice in Japan was strongly influenced by our neighboring country, Tang, and there were many types of medical occupations (titles) as well as Chinese oral medicine for ears, eyes, mouth, and teeth. In addition, Pierre Fauchard known as the father of dental medicine was a surgeon, and he separated dentistry from surgery, which influenced succeeding

^{*1} History of Specificity of Dental Medicine (Unification and Separation of Medicine and Dentistry) and its Current Status—For the Establishment and Cultivation Project of "Oral Medicine"—

^{*2} Miyagi Prefecture Dental Association (Miyagi Sendai Oral Health Center)
Koretaka Sugimoto

本論文の要旨は、日本歯科医学会第12分科会 第37回日本歯科医史学会（2009.10）、東京都、および第62回東北地区歯科医学会（2009.10）、盛岡市において口演した。

generations. On the other hand, the first dental school in the United States (Baltimore) provided technical (craftsman) education with conservative dentistry (filling) and mechanics ; 2) Meiji era : At the beginning of the Meiji era, Toko (the Department of Medicine, University of Tokyo) was established. German medicine was adopted there, and because the University of Berlin did not have a dental department at that time, the one was not established in Toko, which is considered to be a factor for delayed national medical care (medicine) and medical policies ; 3) After establishment of the Medical Practitioners Law and the Dental Practitioners Law : When the Medical Practitioners Law was established in 1906, the licensing system was maintained to exclude existing dental practitioners, and the Dental Practitioners Law was simultaneously established. After that, while dentistry (dental medicine) developed independently, there were controversies and conflicts over the boundary between medicine and dentistry. On the other hand, collaboration between medicine and dentistry has recently been performed because of the historical background, and the monism for medical and dental science has inevitably come to be discussed. However, first of all, unification of will in the dental world will be a premise subject.

Key words : unification of medicine and dentistry, specificity of dental medicine, oral medicine

I. はじめに

医歯一・二元論は「歯科医療が医療であるかどうか」という論争であって、近年、榊原¹⁾は「歯科医療の特異性」の考えについて論じ、瀬戸^{2,3)}は「医歯二元論から「知の統合」を目指す」、「医歯二元論はどこへ往く」等と題して近未来を深く憂慮している。いずれにせよ、日本では歯科医療行為と医療行為の論争・紛争・裁判等は明治時代の中頃から続いており、とくに1906(明治39)年の医師法・歯科医師法制定の時期と1943(昭和18)年の国民医療法⁴⁾の公布の時に活発であった。

ところが、最近の歯科界の現状から、必然的に、歯学より口腔医学へ(医学との一元化)の潮流が唱えられるようになった。そのため、平成20年度に文部科学省の助成を得て、戦略的大学連携支援事業が展開され(代表校:福岡歯科大学, 連携校:公・私立大学 計8校)で、「口腔医学の学問体系の確立と医学・歯学教育の再考」が研究されるようになった⁵⁾。

従来より歯科治療には特異性があると言われていたが、その歴史の軌跡をたどり、「医歯一・二元論」関係略年表を作成したので、医歯二元論の根底にある歴史的史料について、問題提起の資料を提供する。

II. 歯科医療の特異性(医歯一・二元論)関係略年表

冒頭のごとく、日本歯科医史学会 第138回例会(2003年1月17日)に於いて、榊原悠紀田郎はメモ(注:私的メモ)を配布された¹⁾。メモは、きわめて詳細で示唆に富む史料であるが、今回は現在、文部科学省の助成金で推進されている副題について、焦点を合わせて整理した。年表の作成には、年月日、事項に留意して確認し、口腔外科関係等の重要事項は追加した。その際、

- 1) 西暦前(BC)の事項は確認不可能なので除外した。
- 2) 明治時代以前の外国の事項は、日本における影響力の重要性から並列した(表1)。明治以後は各国の教育制度の実態は正確に把握できないので、年表では割愛した(表2)。
- 3) 明治から大正・昭和時代の潮流は一括した(表2)。
- 4) 第2次世界大戦後(敗戦後)は変革が著しい為、関連ある法令、省令、公的見解等を追加記載した(表3)。

III. 総括並びに考案

上述の年表について、医歯一・二元論すなわち医業・歯科医業にかかわる事項について、見解を加えて要点を記載する。

歯科医療の特異性（医歯一・二元論）関係略年表

（榊原由紀太郎 2003. 杉本是孝 2009. 改訂）

表 1 明治維新前後まで

年（年号）	事 項（日 本）	年（年号）	事 項（外 国）
701（大宝 1）	大宝律令 典藥寮（医師養成 耳目口歯） （口中医の原点）	624	唐 太医署設置（医師養成 耳目口歯）
1515（永正 12）	丹波兼康・宮中の口中医となる（この頃、中岡テイ {通称：仏姫，法名：妙高} 木床義歯使用）	872（貞観 14） 1025（万寿 2）	伊・サレルノ医学校設立 仏・モンペリエ医学校
1623（元和 9）	金安家（かねすけ）・幕府の口中医となる（宮中医は口中医，幕医は口科医のほか，牙医，御歯医師の呼び名もあった）	1713（享保 13） 1733～1775 1778（安永 7） 1840（天保 11）	仏・ピエル・フォシャール「外科歯科医」3 版 （学問としての外科学より独立） 英国植民地アメリカにきた歯科医の呼称 （Tooth Drawer, Operator of Teeth, Surgeon Dentist など） （米国独立） ボルチモア歯科医学校設立 教育科目 Operative Dentistry, Mechanical Dentistry （DDS-Doctor of Dental Surgery の称号）
1857（安政 4）	正式の西洋医学教育開始 長崎 ポンベ	1869（明治 2）	Garretson, J, E, 「System of Oral Surgery」 （歯科学は口腔外科の一分科なり，口腔外科は医学の一部なり）
1866（慶応 2）	伊沢 道盛・口歯科開業		

1. 「明治」時代以前

- 1) 701 年の大宝律令（典藥寮）には，耳・目・口・歯科の専門科名の記載があるが，これは 624 年の唐の太医署の医学教育に準じており^{6,7)}，隣国「唐」の影響力が強かったであろう。
- 2) 欧米では最初の医師教育機関は，ドイツではなく 872 年にイタリア，1025 年にフラン

スで医学校が設立されていた¹⁾。

- 3) 日本では表 1 に示すように 16～17 世紀頃，口中医のほか，口科医などいろいろな呼称があった。
- 4) 1713 年には，近代歯科医学の父と言われるフランス人ピエル・フォシャールは，外科医で歯科学を外科学より独立（3 版まで発刊）させ，後世に影響力を与えた。

表 2 明治中期・大正・昭和前期

年 (年号)	事 項
1868 (明治 1)	渡辺 良斎・口歯科開業
1871 (明治 4)	東校 (現東京大学医学部) ミュラー, ホフマン 6 月に来日, 後にベルツ来日赴任 (ドイツ医学教育開始) 歯科は外科学に含まれていた
1875 (明治 8)	医師開業試験実施 (内科, 外科, 内外科, 産科, 眼科, 口中科) (小幡 英之助受験: 歯科)
1883 (明治 16)	歯科医術開業試験開始 (歯科医籍設置)
1884 (明治 17)	入歯歯抜口中療治営業者鑑札制度実施
1890 (明治 23)	高山歯科医学院設立
1892 (明治 25)	歯科医業範囲の通達「歯科ヲ医スルノ法ヲ行ナウモノニシテ 如何ナル近傍組織ト雖モ歯牙ニ関係セザル以上, 医スルヲ得ズ (以下, 略)
1893 (明治 26)	山形県知事の回答「普通医にして歯科の看板を掲げ, 歯科医業をなすも差し支えなし」
1897 (明治 30)	大日本医会「医士法案」否決
1899 (明治 32)	明治医会「医師法案」検討, (歯科医は医師に非ずと明記) 帝国連合医会「医師法案」検討
1902 (明治 35)	東京帝国大学医学部歯科学教室 創設 (外来は 1903 から)
1903 (明治 36)	9/23 知事回答「歯科医師の死亡診断書の承認」
1906 (明治 39)	医師法・歯科医師法制定
1907 (明治 40)	「医師及歯科医師ノ業務上ノ範囲ニ関スル件」照会 (神奈川県知事回答) 「……口腔外科一部に属するものなれば, 医師において行う妨げなし」 歯科医術開業試験科目に「口腔外科」導入
1916 (大正 5)	歯科医師法改正で, 医師の歯科標榜に終止符がうたれ, 歯科医業が法的に独立分野
1919 (大正 8)	喜多見 行正: 歯科医業と法律, 歯海公論社, 大阪, 1919. キーワーズ: 歯科医業, 歯科医療, 社会歯科学, 医歯一元論 (著者は二元論者)
1942 (昭和 17)	医師, 歯科医師一元化 (医歯一元論) の論議・論説
1943 (昭和 18)	国民医療法公布 (保険指導)

5) 1733~1775 年の米国独立前の歯科医の呼称は Tooth Drawer, ~of Teeth, Dentist (~tist は技術者をさす) 等などであり, 英国の影響を強く受けていることがわかる^{8,9)}. それが第 2 次世界大戦後 (敗戦) の日本にも浸透し, 戦後の留学先の大多数が米国であったことも影響していると思われる.

米国では, ハーバード大学が国家独立前の 1636 年に創立¹⁰⁾されたが歯科学の過程はなかった. 1840 年, ボルチモアに初めて米国の歯科医学校が創立され, その教育は技術教育の 2 教科のみであったが, ハーバード大学より 204 年も設立が遅い. ハーバード大学歯科医学部 (Harvard School of Dental Medicine) は 1867 年に設立された.

2. 「明治」時代

1) 1871 (明治 4) 年になると, 東校 (現東京大学医学部) はドイツ医学教育をとりいれら

れた. 西巻¹¹⁾は「ドイツ医学の採用が歯科医学にとって悲劇的だったのは, ドイツ医学の中心であったベルリン大学に歯科がなかったことである (歯科が出来たのは 1884 年). また, 当時の日本では, 従来の漢方医学には口科 (口中科) が存在していたが, 今日と異なる点は, 口腔と咽頭を守備範囲にしていたことである. 日本の国家医学の中で口腔医学は消え去ることになった」と記している. 結局歯科は取り残され医育機関として水準が低いまま¹²⁾, その遅れが国家医学 (国立大学歯学部) に乗らなかったのではないと思われる.

2) その後 1890 (明治 23) 年, 歯科医術開業試験のため, 私立の高山歯科医学院 (現, 東京歯科大学) が設立された. その後, 相次いで設立された各学校の卒業生が増加するにつれ, 年表のように医師との医療上の紛

表 3 第二次世界大戦終戦（敗戦 1945 8 月）～現在

年（年号）	事 項
1948（昭和 23）	歯科医師法に「死亡診断書」発行不可を明記
1952（昭和 27）	歯科医師法に死亡診断書条項削除（復活）
1978（昭和 53）	日本医師会（武見太郎会長）の反対で、日本歯科医師会は「口腔外科」標榜を取り下げ、「矯正歯科」「小児歯科」の 2 科を申請許可
1982（昭和 57）	朝日新聞、日刊 34632 号に掲載：顔の手術「医か歯か」 医師側—歯科の範囲を逸脱 歯科医師側—50 年に及ぶ実績
1996（平成 8）	8 月 12 日付 医療法第 70 条により「歯科口腔外科」の診療科目の標榜が許可
1998（平成 10）	「研修中の歯科医に専門外の医療行為をさせた」として麻酔指導医に医師法違反、2004 年には現指針では適法（2 月 23 日）
2003（平成 15）	「口腔外科」専門医許可（11 月 19 日）（社）日本口腔外科学会
2006（平成 18）	社会保険診療の「心身医学療法」について、歯科医師側の主体的な診療権、裁量権消失（確定診断単独不可）（4 月 1 日） 歯科衛生士が採血・投薬の件、厚生省「技能なしは違法」（11 月 16 日）。この件につき神戸市は、厚生省歯科保健課に照会。同課は (1) 歯科医師の指示の下で行っている (2) 十分な知識と経験、技能がある (3) 患者の不利益になっていない、として 6 月に「今回のケースは法に触れない」との見解を示した。歯科衛生士が行うことができる行為は「ケース・バイ・ケースで判断する」
2008（平成 20）	日本がん治療認定医機構関連学会 第 3 回歯科医師資格に関するワーキンググループ（7 月 1 日） （認定医資格に歯科医師をいれる修正案可決） 市民公開シンポジウム（9 月 2 日）「歯科医学の将来展望」日本学術会議、東京

争や摩擦が見られるようになった。

3. 「大正」から「昭和」前期まで

- 1) 1916（大正 5）年歯科医師法改正で、医師は歯科独特（特異性）の充填、補綴、歯科矯正は不可能になり、歯科医業が法的に独立した。
- 2) 1942（昭和 17）年の国民医療法交付¹³⁾の頃から、医歯一・二元論が活発となり、誌上を賑わしたが、いずれも歯科側の論議で医科（医師会）側から一切話題にもなっていない（現在でも同じことが言える）。

4. 「昭和」中期・終戦後から現在

- 1) 敗戦後は、いわゆる教育制度の大改革が行われ、GHQ により 1948（昭和 23）年、歯科医師の「死亡診断書」が、米国同様に発行不可能になった。
- 2) 林 了参院議員の努力により、4 年後の 1952（昭和 27）年に歯科医師の「死亡診断書」が復活した。
- 3) その後医療行為、特に顎・顔面・口腔外科領域と競合する耳鼻咽喉科及び形成外科からの圧力は激しいものであった。例えば

1982（昭和 57）年日本耳鼻咽喉科学会と日本形成外科学会の評議委員会に「医師免許を持たない歯科医師が歯牙および支持組織に限定することなく、全身に影響を及ぼす医療行為を行っている。この際、歯科医師の行える手術、診療の範囲を明確に規定する必要がある」とし、厚生省に質問票を提出した記録が同学会誌に掲載されている（日本形成外科学会誌、2 巻、777～789 頁、1982）。

1986（昭和 61）年の第 56 回日本耳鼻咽喉科学会のパネル・ディスカッションには、「口腔疾患は耳鼻咽喉科がみるべき疾患であることを強調し、最近の口腔外科のこの無謀な進出に対して……」の記載が日本医事新報（3253 号）に見られる。

- 4) そのほか、1984（昭和 59）年「唇顎口蓋裂後遺症に関する咀嚼障害」の医師による診断¹⁶⁾や、1987（昭和 62）年のスピーチセラピスト（ST）の指導が医師のみの法律等々、後日、局長通達で一部修正されたにしても、いまだに根本的な法律改正には至っていない

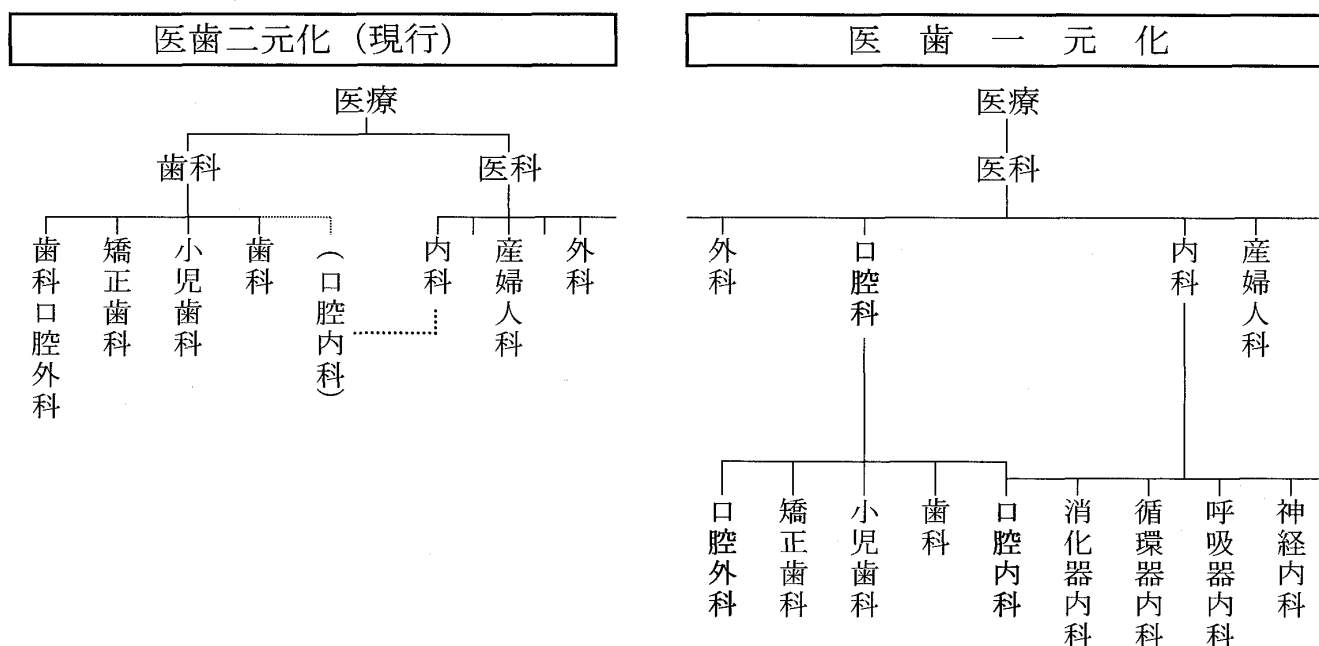


図 1 医療における医歯二元化と一元化（案）

（田中健蔵，2009）

- ① 充填のためのエンジンやタービンなどの回転切削器具はなくなっている。
- ② スケーラーはなくなっている。歯石形成は、薬物によって抑制されるようになっていく。
- ③ 歯学部は必要なくなっている。現在のような歯学部は、まず広範な基礎教育を受けたあと、その専門にかかわる幅広い医学教育を受ける場所になる。
- ④ 今日考えているような歯科医師もなくなる。広い意味での健康専門家になり、「オーラルフィジシャン」などと呼ばれるようになっていく。
- ⑤ 歯科医 1 人、受付 1 人といった形態の開業医はなくなり、口腔保健パースネルなどとのチーム医療を行っている。
- ⑥ 学校歯科サービスは、独立して存在せず、学校保健や青少年保健サービスなどの中に組み入れられている。

David Edward BARMES
Director of Oral Health,
World Health Organization (WHO)

表 4 Outlook for total health and oral health
バームス先生の「2025 年における予測」

- い。
- 5) そのような外部環境のなかで、「歯科口腔外科」の標榜科名、「口腔外科」の専門医認可など当時の学会会長、役員の御努力には特記すべきであった^{17,18)}（詳細は引用資料を参照されたい）。
- 6) 1998（平成 10）年、全身麻酔研修中の歯科医に専門外の医療行為をさせたとして指導医は医師法違反に問われたが、2004（平成 16）年の 2 審では 2003 年に厚生労働省が定めた現指針では適法との認識を示した。
- 7) 2006（平成 18）年 4 月の社会保険診療報酬改定では心身医学療法について、歯科医師の診療権、裁量権が消失した^{19,20)}。
- 8) 2008（平成 20）年、日本がん治療認定医に口腔外科臨床の実績と口腔外科学会の努力により、歯科医師が加わり修正された。
- 9) 2008（平成 20）年、歯科衛生士の採血について、すでに 1948（昭和 23 年 7 月 30 日、法 204）、および改正（平成 18 年法 50）においても、第 2 条 2 に、「歯科衛生士は保健師助産婦看護師法の規定にかかわらず、歯

科診療の補助をなすことを業とすることが
できる」と明記され²¹⁾、現在の教育課程（内
容）からも妥当の見解と思われる。

- 10) 2009 年 1 月には文部科学省の戦略的大学
連携支援事業「口腔医学の学問体系と医
学・歯学教育体制の再考」—口腔医学シン
ポジウム—が開催され、内容豊富な中間的
報告書が示された⁵⁾。

上述の医療における口腔科の位置づけを医歯
一・二元化別に分りやすく図示すると図 1 のよう
に要約されよう。

医歯一・二元論の論争は、日本では明治の中頃
からあり、100 年を超す長い歴史がある。その底
辺にあるものは、主として口腔外科領域に関わる
医療行為が歯科医療行為なのか医療行為の一部な
のかを焦点に論議されている。1906 (明治 39) 年、
医師法、歯科医師法制定後、二元制のもとで歯科
医学は独自の教育過程を歩み、歯科医療は独自に
発展を遂げた現実がある。

ところが時代の流れとともに、歯科医療を取り
巻く種々な外部要因・内部要因により、最近の歯
科界はマイナス・サイクルすなわち「負の連鎖」
の連続で、「歯科医療なくして歯科医業あるのみ」
の実態であり、将来に向けて方向性を模索してい
る現状と思われる。

いみじくも 1992 年 WHO の口腔保健部長
バームス博士は 2025 年の予測として^{22,23)}、表 4 の
ように述べている。すでに 2025 年まで残された
年数は 15 年である。また現在、文部科学省の助
成金で検討されている口腔医学の研究課題も最終
的には医師・歯科医師の一元化の構想も、医師会
側はもちろん、医学部と歯学部、医師と歯科医師、
大学人と病院勤務医さらに開業医等々立場により
意見が分かれ、しかも歯科医師会側でも口腔外科
側と、矯正・保存科側との合意は過去も現在も容
易ではない。近年、日本でもいわゆる「ダブルラ
イセンス特区」をめざした教育改革も文部科学省
は取り上げず²⁴⁾、ましてハーバード大学のように
口腔外科研修課程修了歯科医師は、MD の学位 (免
許ではない) を得て、顎・顔面・口腔領域の外科
を実地している¹⁰⁾。このような制度は日本では不
可能であろうか。

今日の閉塞感のある歯科界の現状では、教育改
革すなわち口腔医学の教育体系を樹立し²⁵⁻²⁷⁾ (図

1)、口腔医療の実践あるのみと考える。今後の歯
科医療の生き残りのためには、歯科学 (Dentistry)
から口腔科学 (Stomatology) あるいは口腔医学
への転換が必要ではなからうか。そのためには、
医・歯一元論を視野に「茨の道」を選択せざるを
得ないと思われる。

IV. む す び

「歯科医療の特異性 (医歯一・二元論) の歴史と
現在」について、関連ある事項の年表 (2003 年
榊原) を追加改定した。年表はドキュメントとして
通覧には便利であるが、生きた生々しい中身を伝
えるため、見解を加えて解説した。歯科界の現状
を考えると、未来に向けて、現在継続中である文
部科学省の助成金による「口腔医学の学問体系の
確立と医学・歯学教育体制の再考」の研究成果に
強く期待したい。

稿を終えるにあたり、有益な御助言を戴きまし
た日本歯科医史学会理事 工藤逸郎 (口腔外科)・
同理事 西巻明彦 (医学史・歯科医史) 両博士に
深く感謝いたします。

引 用 文 献

- 1) 榊原悠紀田郎；医歯一元・二元論争の軌跡 メモ、日
本歯科医史学会 第 138 回例会、東京、2003 年 1 月 13
日
- 2) 瀬戸院一；医歯二元論から「知の統合」を目指す、学
術の動向、日本学術会議事務局、東京、2007 年 4 月、
64~67
- 3) 瀬戸院一；医歯二元論はどこへ往く、歯医史、27、193~
194、2008
- 4) 国民医療法；歯科医学大辞典、医歯薬出版、東京、1989、
923 頁
- 5) 戦略的大学連携支援事業；口腔医学シンポジウム、「口
腔医学」—歯科医療の将来像—、福岡、2009 年 1 月 22
日
口腔医学自己点検・評価報告書
- 6) 小曾戸 洋；中国医学古典と日本、塙書房、東京、1996、
10~13
- 7) 訳者；川井正久・川合重孝・山本恒久；中国医学の歴
史、254~258、東洋学術出版、市川市、1997
- 8) 杉本是孝、中山孝子；ミネソタ大学歯学部およびロン
ドン市内開業医訪問記、宮歯会報、283、31~32、2001、
(3 月号)
- 9) 福田 博；Oral Medicine (口腔内科) に関する歴史的
考察から、北海道歯学雑誌、23、95~102、2002
- 10) 杉本是孝、杉本是明；Harvard および Tufts Univer-
sity School of Dental Medicine 訪問記、—とくに

- Harvard の現在の Degree について一, 宮歯会報, No, 296, 17~20, 2002 (4月号)
- 11) 西巻明彦; ドイツ医学の勝利, 消えた口腔医学, Dental Tribune, Vol. 5, No.2, 25, 2009 (2月号)
 - 12) 天野郁夫; 大学の誕生(上) 帝国大学の時代, 266~272, 中央公論新社, 東京, 2004
 - 13) 歯科医学大辞典編集委員会; 歯科医学大辞典, 928, 医歯薬出版, 東京, 2001
 - 14) 加来洋子, 山口秀紀, 卯田昭夫, 石橋 肇, 渋谷 鉦, 谷津三雄; 今田見信が俯瞰していた医歯一元論・二元論, 歯医史, 27, 128~135, 2007
 - 15) 工藤逸郎; 日本大学歯学部創設の理念とその展開, 賛誌, 第5号, 3~21, 日本大学資料館設立準備室発行, 東京, 2009
 - 16) 杉本是孝; 「咀嚼障害」は医師の診断か?, The Dental 3 (7); 813~816. 1984
 - 17) 内田安信; 口腔外科の歴史(学会70年の歩み) その2, Newsletter (日本口腔外科学会広報) No, 41, 15, JUNE, 2005
 - 18) 河合 幹; 「歯科口腔外科」標榜達成までの歴史, Newsletter (日本口腔外科学会広報) No, 42, 15, DEC, 2005
 - 19) 歯科点数表の解釈, 1023 心身医学療法, 社会保険研究所, 東京, 2006, 180~181
 - 20) 杉本是孝; 歯科医師の診療権, 裁量権は消失か —心身医学療法に関連して—, 宮歯会報, NO, 350, 8~11, 2006 (10月号)
 - 21) 榊原悠紀田郎ほか(編集 全国歯科衛生士教育協議会); 歯科衛生士概論, 医歯薬出版, 東京, 2009, 第2版, 9刷, 95
 - 22) David Edward BARMUS; Outlook for total health and oral health (総合口腔保健の展望), 歯界展望別刷, 27~33, 1994, 11月
 - 23) 森本 基ほか; バームス先生(WHO)の予測をどう受け止めたか, 日本歯科評論, No, 591, 83~91, 1991
 - 24) 川渕孝一; 小泉構造改革の「これまで」と「これから」, 日歯会誌, 58 (5), 470~471, 2005
 - 25) 田中健蔵; 口腔医学の学問体系の確立と医学・歯学教育地形の再考, 学士会会報, No, 875, 62~67, 2009
 - 26) 杉本是明; “Oral Medicine”の現状に学ぶ, わが国の“口腔医学”の方向性, 歯界展望, 14 (2); 406~407, 2009
 - 27) 杉本是明; 歯科医学教育に必要な心身医学と口腔医学の概念と基本, 日歯心身, Vol.24, No, 1, 2009 (印刷中)